

PLAZA NEWSLETTER(2026年3月号)

1月末から30年に一度とも言われている最長の寒波の影響で寒い日が続きますね。熊本では、雪が積もることはあまりありませんが日本海側や東北、北海道の雪国では警報級の大雪になっているところもありました。加えてインフルエンザB型も流行っているので体調管理にはお気を付けてください。

さて、2月3日は節分でしたね。節分といえば豆まきですが大人になった今はあまりしなくなりましたね。代わりに「恵方巻」を食べようになりました。この習慣は江戸時代から始まったという説があり、その年の縁起が良いとされる方角を向いて無言で巻き寿司を食べるといふ少し不思議な光景ではありますが、願いを込めて無言で食べるといふのが風習です。私もこの風習にあやかり(倅い)好きな具材が入った恵方巻をいただきました。皆さんも恵方巻は食べましたか？

プラザに相談があった内容を一部紹介します。1月は48件の相談がありました。

※Qは相談者からの質問、Aはプラザからの回答です。相談内容で個人が特定されないよう一部内容を編集しています。

Q：特定技能で働いています。毎月の労働時間は変動しますが、基本給の範囲が月によって190時間を超えることがあります。また、忙しい月に働いた時間を暇な月の労働時間に移動し調整されたり、法定労働時間を超えて働いた時間も通常の時給で計算をされています。これについて相談ができる場所はありますか？

A：社会保険労務士に相談ができる場所や労働相談を案内しました。

熊本県社会保険労務士会
(総合労働相談所)



熊本市役所の
労働相談



労働条件相談「ほっとライン」
【多言語対応可・電話相談】



連合(日本労働組合総連合会)
「なんでも労働相談ホットライン」
メールやLINEでの相談も可能



Q：熊本市在住の外国人です。ある会議の集まりの中で差別的な発言を受けました。とても屈辱的で悲しくなりました。このことについて、人権やハラスメントの観点で相談できる場所はありますか？できれば英語で相談ができる場所がいいです。

A：人権相談ができる場所について以下の情報を伝えました。

また、相談プラザでは毎月第2水曜日の15:30-17:30の間で「こころの相談」を行っています。

熊本市各区役所の
人権相談



※日本語・要予約

外国人のための人権相談
(法務省HP)



熊本の法務局で人権相談をすることが出来ます。

外国語で相談をしたい場合は、外国語人権相談ダイヤルがあります。詳しくは左記の法務省のHPでご確認ください。



にほん あか う 日本で赤ちゃんが生まれたら



にほん す がいこくせき かてい あか う とき てつづ し
日本に住む外国籍の家庭に赤ちゃんが生まれた時、どのような手続きをするのか知っていますか？
りょうしん がいこくせき ばあい にほんこくせき ばあい くまもとし
両親ともに外国籍の場合、どちらかが日本国籍の場合、熊本市でのそれぞれの
せつめい
ケースについて説明します。

★りょうしん がいこくせき ばあい★
★両親ともに外国籍の場合★

↓

おや こくせき しゅとく にほんこくせき しゅとく
親の国籍を取得（日本国籍は取得できません）

- ① しゅっしょうとどけ
① 出生届
- ② ほんこく しゅっしょうとうろく
② 本国への出生登録
- ③ ざいりゅうしかくしゅとく
③ 在留資格取得

★りょうしん にほんこくせき ばあい★
★両親のどちらかが日本国籍の場合★

↓

にほんこくせき しゅとく
日本国籍を取得

- ① しゅっしょうとどけ
① 出生届
- ② がいこくせき おや くに しゅっしょうとうろく きぼう ばあい
② 外国籍の親の国への出生登録（希望する場合）
こ さい にじゅうこくせき みと
（子どもが22歳までは二重国籍が認められます）
- ③ ざいりゅうしかくしゅとく ふよう
③ 在留資格取得 → 不要

① しゅっしょうとど う ひ ふく にちいない ① 出生届け：生まれた日を含め14日以内

おや こくせき かか とど で ひつよう きげんない お くやくしよ くみんか しゅっしょう
親の国籍に関わらず届け出が必要です。期限内にお住まいの区役所の区民課に「出生
とどけしよ ていしゅつ しゅっしょうとどけしよ しゅっさん びょういん しゅっしょうとどけしよ みぎがわ
届書」を提出してください。出生届書は出産した病院でもらえます。出生届書の右側が
しゅっしょうしよめいしよ いし じよさんし きにゅう しよめい かくにん
「出生証明書」になっているので、医師または助産師が記入・署名していることを確認して
ください。

がいこくせき しゅとく ばあい しゅっしょうしよめいしよ ていしゅつ まえ ぶ と
*外国籍を取得する場合、「出生証明書」は、提出する前にコピーを1部取っておいてくだ
さい。また、同じ窓口で「出生届受理証明書」（手数料350円）と生まれた子どもを含む
おな まどぐち しゅっしょうとどけじ ゆりしよめいしよ てすうりよう えん う こども ふく
世帯全員が記載された「住民票」（手数料400円）も取得してください。これらの書類は、
ざいりゅうしかくしゅとくきよかしんせい さいひつよう
在留資格取得許可申請をする際必要となります。

とど で さい ぼ しけんこうてちよう ひつよう かんれん てつづ ひつよう ばあい
届け出の際は母子健康手帳も必要です。また、関連する手続きで必要な場合があるので
いんかん ようい
印鑑も用意してください。

② ほんこく とうろく ② 本国への登録

ほんこく たいしかん りょうじかん しゅっしょうとうろく こ しんせい てつづ くに
本国の大使館/領事館で出生登録をし、子どものパスポートを申請します。手続きは国に
ちが といあわ かくにん
より違うので、問合せをして確認してください。

りょうしん にほんこくせき こ にほんこくせき がいこくせき しゅとく
両親のどちらかが日本国籍であれば子どもも日本国籍となります。外国籍を取得しない
にじゅうこくせき ばあい がいこくせき おや くに たいしかん りょうじかん とど ひつよう
（二重国籍にしない）場合は外国籍の親の国の大使館/領事館への届けは必要ありません。
にじゅうこくせき ばあい さい こくせき せんたく ひつよう
二重国籍にした場合は、22歳までにどちらかの国籍を選択する必要があります。

③ 在留資格：生まれた日を含め30日以内

子どもが外国籍を取得する場合に手続きをしてください。両親のどちらかが日本国籍で、子どもは日本国籍のみとする場合は必要ありません。

期限内に、福岡出入国在留管理局熊本出張所へ「在留資格取得許可申請書」を提出します。期限を過ぎると不法滞在となり、その後の手続きが複雑に、また審査も厳しくなるので必ず期限内に申請してください。事前登録をすれば、オンラインで申請することもできます。



在留申請オンラインシステム新規登録

必要書類は、在留資格により異なりますが、「家族滞在」の場合は：

- ・在留資格取得許可申請書
- ・出生届受理証明書
- ・パスポート(発給が間にあわない場合は追って提出)
- ・出生証明書(コピー)
- ・質問書(右の二次元コードよりダウンロードし記入してください)
- ・親の在留カード(両面コピー)またはパスポートのコピー
- ・親が働いている場合：①在職証明書または営業許可書のコピー(職業がわかる証明書)
②住民税の課税(または非課税)証明書と納税証明書
- ・親が働いていない場合、親名義の預金残高証明書か給付金額と給付期間を明示した奨学金給付に関する証明書、もしくは生活費用を支弁できることを証明するもの
- ・生まれた子どもを含む世帯全員が記載された住民票



質問書



くまもとしがいこくじんそうごうそうだん
熊本市外国人総合相談プラザのご案内（相談対応方法と時間の変更）

2026年1月27日（火）から3月6日（金）のあいだ、熊本市国際交流会館は電気設備改修工事のため閉館します。

そのためこの期間、熊本市外国人総合相談プラザでは、対面の相談を休止します。電話、メールまたはオンラインで相談を受けます。また、相談対応の時間も午前9時から午後5時までに変更となります。

3月の相談スケジュール

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
01 ベトナム語相談 中国生活相談	02	03 中国相談	04 出入国管理相談 ベトナム語相談 中国生活相談 ドイツ相談	05 韓国相談	06 スペイン語相談 中国生活相談 カナダ・アメリカ相談	07
08 出入国管理相談 中国生活相談 教育相談	09 休館日	10 中国相談	11 タガログ語相談 中国生活相談 ドイツ相談 こころの相談 おしごと相談	12 韓国相談	13 中国生活相談 カナダ・アメリカ相談	14
15 出入国管理相談 ベトナム語相談 ネパール語相談 中国生活相談	16	17 中国相談	18 住まいの相談 ベトナム語相談 中国生活相談 ドイツ相談 台湾人生活相談	19 韓国相談	20 春分の日（祝日） 中国生活相談	21 中国生活相談 無料法律相談
22 教育相談 台湾人生活相談	23 休館日	24 中国相談	25 中国生活相談 ドイツ相談 留学生ワンストップ窓口	26 韓国相談	27 中国生活相談 カナダ・アメリカ相談	28
29 中国生活相談	30	31 中国相談	01	02	03	04

メモ：相談時間 13:00～17:00（※の相談は以下の時間で行います）
 ※中国生活相談 13:00～18:00（3/8以降） ※出入国管理 13:00～16:00
 ※無料法律相談 14:00～16:00（要予約） ※教育相談 10:00～15:00
 ※こころの相談 15:30～17:30 ※留学生ワンストップ窓口 13:00～16:00

相談員の都合により急にキャンセルになることがあります。相談をしたい人は電話かメールできいてください。

くまもとしがいこくじんそうごうそうだん
熊本市外国人総合相談プラザ Facebook

熊本市外国人総合相談プラザの Facebook を定期的に更新しています。

みなさんの役に立つ情報をアップしています。

ぜひ友達登録をして情報を受け取ってください。

プラザ FB



熊本市外国人総合相談プラザは
 様々な情報を発信しています。
 ぜひ CHECK してください



熊本市外国人総合相談プラザ HP



生活ガイダンス動画

熊本市外国人総合相談プラザインフォメーション

場所 熊本市国際交流会館 2階
 住所 〒860-0806 熊本市中央区花畑町4-18
 電話 096-359-4995
 E-mail soudan@kumamoto-if.or.jp
 時間 午前10時00分～午後6時00分
 休み 第2、4月曜日（国民の祝日の場合翌平日）
 年末年始：12月29日～1月3日

